

# 死刑執行に関する会長声明

2017年（平成29年）12月20日

兵庫県弁護士会

会長 白 承 豪

## 〈声明の趣旨〉

当会は、12月19日に2名の死刑囚に執行された死刑に対し強く抗議するとともに、改めて、速やかに死刑制度の存廃を含む刑罰制度全体に関する議論を始めること、その議論が尽くされるまでの間、死刑の執行停止を求める。

## 〈声明の理由〉

去る12月19日、東京拘置所において、2名の死刑囚に対する死刑が執行された。これで、第2次安倍内閣発足後、12回、合わせて21名の死刑囚に対する執行がなされたことになる。今回執行された死刑囚のうちの一人は犯行時に少年であった者であり、両名とも再審請求中の者であった。

そもそも死刑制度については、その存置に関する賛否が拮抗していることは承知しているが、死刑が人間存在の根元である生命を奪い去る最も厳しい刑罰であることに異論はないと思われる。

当会はこれまでに、死刑確定者に対する再審無罪判決があること、世界的にも死刑が廃止される潮流であり、2016年12月には国連総会において加盟国193カ国中117カ国の賛成により死刑存置国に対する死刑執行停止を求める決議が採択されていること、日本弁護士連合会においても、同年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において、2020年までに死刑制度の廃止を目指し、凶悪犯罪に対しては死刑に代わる代替刑を検討すべきとする宣言が採択されていることを理由に死刑の執行停止を求めてきた。

確かに、犯罪による被害者及びその家族の精神的・経済的な苦痛を考慮すると、犯罪予防の見地からも重い刑罰を設けることは言うまでもないことであり、そのような重大犯罪を防止することは国のみならず社会全体の責務である。しかし、犯罪被害者及びその家族の心情のみをもって死刑制度の存廃が議論されるべきではない。そもそも死刑制度が犯罪の一般予防になるという科学的根拠はあるのか、死刑執行により犯罪被害の真の救済となるのかについて、改めて議論し、検証がなされなければならない。

当会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を図るという弁護士の使命に基づき、これまで、死刑制度の存置に関する国民的議論が十分尽くされるまでは死刑の執行を停止すべきであることを繰り返し求めてきたにもかかわらず、今回、これまでの当会の要望を無視し、しかも再審請求中の2名に対する死刑の執行が行われたことは再審請求の趣旨をも没却するもので、極めて遺憾であり強く抗議せざるを得ない。当会は、重ねて、死刑制度の存廃を含む刑罰制度全体の見直しについて、速やかに検討と議論を始めることを求め、その議論が尽くされるまで、死刑の執行停止を求める。

以上